

前橋プラザ元気21 証明サービスコーナー

土曜日・日曜日・祝日も午後7時まで開設しています！

【取扱証明書】次ページ取扱証明書一覧のとおり

※令和7年8月1日から税証明の取扱種類が増えました（法人の営業証明書、無資産証明書、名寄帳）

なお、住民異動届は、平日及び土曜日の預かりのみです。

前日までの電話予約制で、預かりには条件があります。

【開設時間】

午前10時30分から午後7時まで

※休業日 年末年始、システムメンテナンス日は、お休みします。

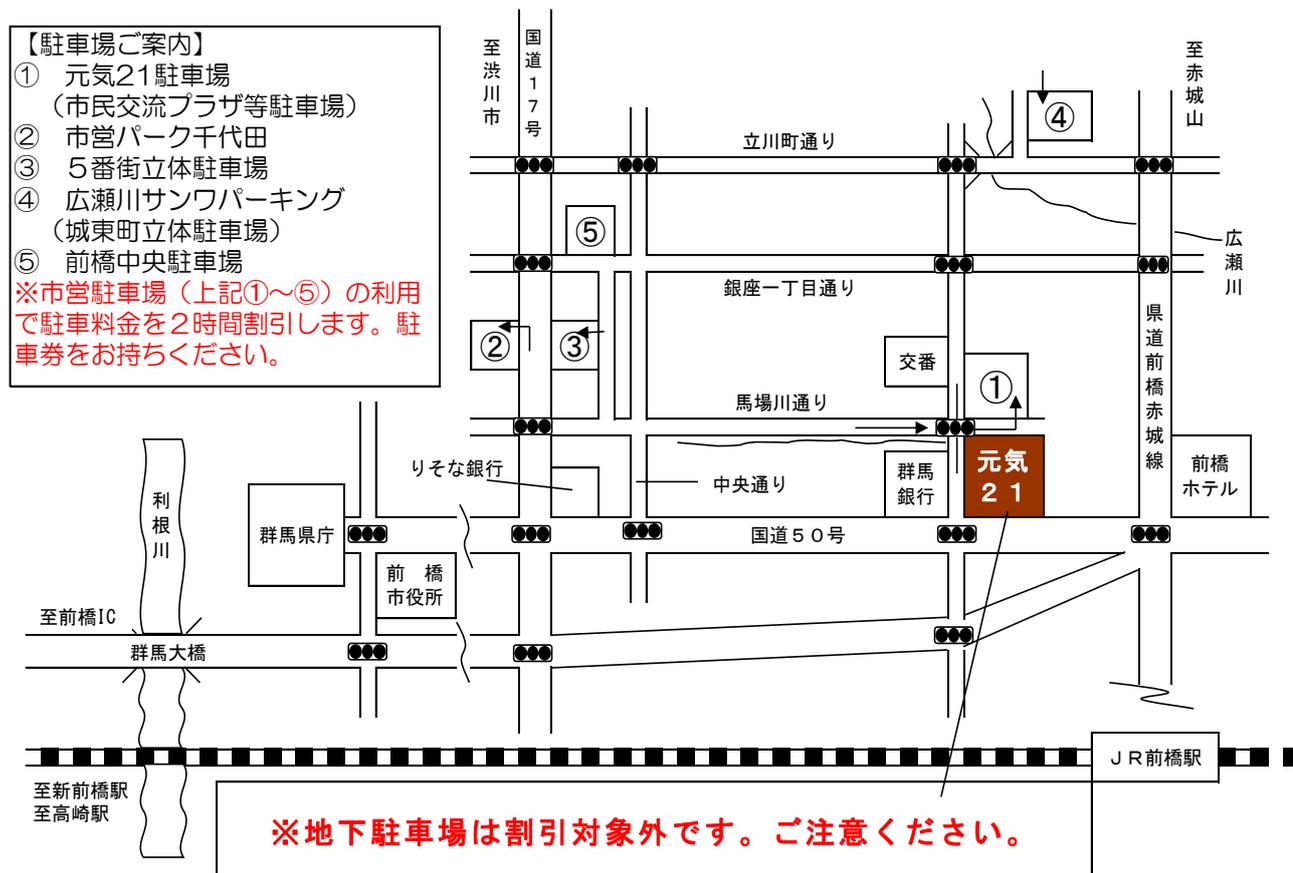
【問い合わせ先】

証明サービスコーナー

電話：027-210-2279

【所在地】

前橋市本町二丁目12番1号 前橋プラザ元気21 1階西側



☆証明サービスコーナーの取扱証明書一覧☆

市民課関係（市役所市民課・各支所・市民サービスセンター等の窓口とは一部取り扱い証明書が異なります。）

証明書の種類	手数料（1通）
住民票の写し（世帯全員または一部）及び住民票の除票	350円
住民票記載事項証明書	350円
印鑑登録（登録したい印鑑を必ずご持参ください。なお、代理人での申請及び官公署発行の顔写真付き身分証明書をお持ちでない方の本人申請はできません。）	350円（1件）
印鑑登録証明書（印鑑登録証が必要です。）	350円
戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本） 注1	450円
除籍全部・個人事項証明書（除籍謄本・抄本）及び改製原戸籍 注1	750円
戸籍の附票の写し 注1	350円
身分証明書・独身証明書 注1	350円
住民異動届（一部）の受付（前日までの電話予約制 予約受付時間：平日10時30分～17時） （日曜・祝日は除く。取り扱いのできないものがありますのでお問い合わせください。）	

注1 本籍地が前橋市のもののみ発行可能です。

また、データ化されていないものは発行できません。

【申請等に必要なもの】

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、パスポート等）
- ②代理人は「委任状」

※本人の自署が確認できない時など、押印を求める場合があります。

【注意事項】

- ①戸籍の届出、広域住民票及び広域戸籍の請求、マイナンバーカード関係の手続きはできません。
- ②一部の届出や申出により交付できない場合があります。

税証明関係（市役所、各支所・市民サービスセンター等税証明窓口とは一部取り扱い証明書が異なります。）

証明書の種類	発行可能年度（課税年度）	手数料（1枚）
課税（非課税）証明書	令和7年度（所得は令和6年分） ～平成30年度（所得は29年分）	350円
（法人）所在証明書	直近	
（法人）営業証明書	直近	350円
固定資産評価証明書（一般用）注2	現年度 注4	350円
固定資産税課税明細書	現年度 注5	無 料
無資産証明書	現年度	350円
名寄帳 注2	現年度 注5	350円
納税証明書 注3	令和7年度 ～ 令和2年度	350円
完納証明書（未納税額のない証明） 注3	未納税額のない場合に発行	350円
軽自動車税継続検査用納税証明書 注3	現年度 ※完納時	無 料
国民健康保険税納付確認書（社会保険料控除用）	令和7年 ～ 令和2年支払分	無 料
介護保険料納付確認書（税申告用）		
後期高齢者医療保険料納付確認書（社会保険料控除用）		

注2 近傍土地の参考評価額は記入できません。

注3 納税されて間もないうち（1～2週間程度）に申請される場合、領収書（口座引き落としの場合は記帳された通帳）をお持ちください。

注4 賦課期日（1月1日）以降に所有者となった方は、現在所有者であることの証として登記簿謄本の写し（請求日から1年以内に発行されたもの）での確認が必要になります。

注5 賦課期日（1月1日）以降に所有者となった方には、発行できません。

【申請等に必要なもの】

- ①本人確認書類（マイナンバーカード、免許証、パスポート等）
- ②代理人（前橋市に住民登録がある同一世帯の親族を除く）は「委任状」
- ③相続人の場合は相続人であることが確認できる書類

【注意事項】

発行可能年度は令和7年8月1日時点

- ①法人についての証明書を申請される場合、代表者印を押印した委任状が必要です。
- ②課税資料のない人（所得申告をしていない人）などは、発行できません。
- ③一部の届出や申出により交付できない場合があります。
（共有資産の証明の場合、共有員のどなたかの申出や届出の場合も同様です。）
- ④所有者本人以外の申請の場合、交付できない場合があります。